

【設計業務等共通仕様書 新旧対照表】※仮設区分を明記

	頁	条項	項目	現 行	改 定	備 考
1	第2編 河川編 2-82	第2310条	樋門詳細設計	(8) 仮設構造物設計 受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。	(8) 仮設構造物設計 (任意仮設) 受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。	設計業務等標準積算基準書 3-2-132「14-1-3樋門詳細設計」仮設構造物設計を参照
2	第2編 河川編 2-88	第2313条	床止め詳細設計	(7) 仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	(7) 仮設構造物設計 (任意仮設) 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	設計業務等標準積算基準書 3-2-132「14-1-3樋門詳細設計」仮設構造物設計を参照
3	第2編 河川編 2-98	第2316条	堰詳細設計	(7) 仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	(7) 仮設構造物設計 (任意仮設) 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	設計業務等標準積算基準書 3-2-132「14-1-3樋門詳細設計」仮設構造物設計を参照
4	第2編 河川編 2-103	第2319条	水門詳細設計	(7) 仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	(7) 仮設構造物設計 (任意仮設) 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	設計業務等標準積算基準書 3-2-132「14-1-3樋門詳細設計」仮設構造物設計を参照
5	第2編 河川編 2-110	第2322条	排水機場詳細設計	(10) 仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	(10) 仮設構造物設計 (任意仮設) 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	設計業務等標準積算基準書 3-2-132「14-1-3樋門詳細設計」仮設構造物設計を参照
6	第3編 海岸編 3-39	第3129条	水門及び樋門詳細設計	(9) 仮設構造物設計 受注者は、施工計画により必要となる仮設備（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留め工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。	(9) 仮設構造物設計 (任意仮設) 受注者は、施工計画により必要となる仮設備（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留め工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。	設計業務等標準積算基準書 3-2-132「14-1-3樋門詳細設計」仮設構造物設計を参照
7	第3編 海岸編 3-46	第3132条	排水機場詳細設計	(11) 仮設構造物設計 第3129条水門及び樋門詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。	(11) 仮設構造物設計 (任意仮設) 第3129条水門及び樋門詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。	設計業務等標準積算基準書 3-2-132「14-1-3樋門詳細設計」仮設構造物設計を参照
8	第3編 海岸編 3-50	第3135条	陸閘詳細設計	(8) 仮設構造物設計 第3129条水門及び樋門詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。	(8) 仮設構造物設計 (任意仮設) 第3129条水門及び樋門詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。	設計業務等標準積算基準書 3-2-132「14-1-3樋門詳細設計」仮設構造物設計を参照
9	第6編 道路編 6-35	第6408条	道路詳細設計	(7) 仮設構造物設計 受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。	(7) 仮設構造物設計 (任意仮設) 受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。	設計業務等標準積算基準書 3-2-8「2-3-1道路詳細設計(A)」(注8)又は3-2-9「2-3-2道路詳細設計(B)」(注7)を参照

10	第6編 道路編 6-106	第6513条	シールド共同 溝立坑詳細設 計	<p>(9) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、下記に示す仮設構造物の設計等、特殊事項の検討を行うものとする。</p> <p>1) 交差物件検討 立坑が河川、鉄道等と交差する際、一般掘削工法では対応できず構造、施工方法等で検討を要する場合。</p> <p>2) 近接施工検討 近接施工の影響範囲内で対策方法の検討を要する場合。ただし、近接施工の影響範囲の判定は設計条件の整理・検討に含む。</p> <p>3) 土留め工設計 受注者は、予備設計で選定された土留め型式を対象に、地形地質、周辺の建物・用地及び地下埋設物を考慮して必要箇所を選定し、設計計算を行い、主断面及び構造細部の寸法を決定し、調査職員と協議のうえ土留め壁を設計するものとする。</p> <p>4) 路面等覆工設計 受注者は、立坑箇所の地表状況（交通状況、環境状況等）を考慮のうえ、施工時の施工性、安全性、経済性に配慮した3案程度の覆工を選定し比較検討を行い、特質を整理し、調査職員と協議のうえ、覆工型式を決定するとともに、設計計算を行い、構造細部の設計を行うものとする。</p>	<p>(9) 仮設構造物設計 (任意仮設)</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、下記に示す仮設構造物の設計等、特殊事項の検討を行うものとする。</p> <p>1) 交差物件検討 立坑が河川、鉄道等と交差する際、一般掘削工法では対応できず構造、施工方法等で検討を要する場合。</p> <p>2) 近接施工検討 近接施工の影響範囲内で対策方法の検討を要する場合。ただし、近接施工の影響範囲の判定は設計条件の整理・検討に含む。</p> <p>3) 土留め工設計 受注者は、予備設計で選定された土留め型式を対象に、地形地質、周辺の建物・用地及び地下埋設物を考慮して必要箇所を選定し、設計計算を行い、主断面及び構造細部の寸法を決定し、調査職員と協議のうえ土留め壁を設計するものとする。</p> <p>4) 路面等覆工設計 受注者は、立坑箇所の地表状況（交通状況、環境状況等）を考慮のうえ、施工時の施工性、安全性、経済性に配慮した3案程度の覆工を選定し比較検討を行い、特質を整理し、調査職員と協議のうえ、覆工型式を決定するとともに、設計計算を行い、構造細部の設計を行うものとする。</p>	設計業務等標準積算基準書 3-2-120「13-1-1土留工詳細設計」(1)適用範囲を参照
11	第6編 道路編 6-132	第6609条	地下駐車場本 体詳細設計	<p>(5) 仮設構造物設計</p> <p>1) 仮設計画 受注者は、予備設計及び本体構造の躯体・基礎形式に従い、立地位置の地形、地質、地下水、道路交通の確保、近接構造物の有無、地下埋設物、周辺環境（騒音振動等）の保全等に留意し、山留め形式及び覆工形式を検討し選定するものとする。また、現道交通、重機荷重についても検討し、覆工、覆工受け桁、桁受け、支持ぐい、中間ぐい等の計画を行うものとする。</p> <p>2) 荷重設定 受注者は、仮設構造物の設計に用いる地盤の諸定数、考慮しなければならない荷重を解析方法に合わせて取りまとめ、総合的に判断し決定するものとする。</p> <p>3) 山留め設計 受注者は、掘削規模、掘削深さ、地盤条件、近接施工等の条件を考慮し、次の解析法により、根入れ長さを検討決定するものとする。 ① 山留め壁の変位を考慮する必要がある場合には、弾塑性地盤を仮定した山留め解析法。 ② 地盤の変位を特に考慮する必要がある場合には、仮想支持地盤を仮定した山留め解析法。なお、部材の設計では、壁体、支保工、中</p> <p>4) 地盤改良の設計 受注者は、山留め壁の応力や変位などが一定の値に収れんしない場合には、根入れ部の地盤改良の設計計算を行い、設計図作成及び照査を行うものとする。</p> <p>5) 覆工設計 受注者は、現道交通を確保するため、また重機荷重を載荷するために覆工受け桁、桁受け、支持ぐい等の設計計算を行い、設計図作成を行うものとする。</p> <p>6) 地下埋設物防護等計画 受注者は、上下水道、電力、電話、ガス等の地下埋設物がある場合には、その状況に応じた移設計画や防護計画を立案し、調査職員と打ち合わせを行い、また調査職員が指示した場合には、各公益事業者とも打ち合わせを行って、防護計画図を作成するものとする。</p> <p>7) 近接施工計画 受注者は、近接構造物がある場合には、掘削工事による影響を評価し、近接施工計画を作成するものとする。</p> <p>8) 計測管理計画 受注者は、情報化施工を行う必要がある場合には、土圧、壁体の変形及び応力、支保工応力、背面地盤沈下及び近接構造物の変形等について</p> <p>9) 交通切り廻し計画 受注者は、交通切り廻しを行う必要がある場合は、交通処理及び施工性を考慮し、設計図等をケース毎に作成するものとする。</p> <p>10) 全体施工計画 受注者は、上記の各項目の設定に基づき、概略的な全体施工計画を作成するものとする。</p>	<p>(5) 仮設構造物設計 (任意仮設)</p> <p>1) 仮設計画 受注者は、予備設計及び本体構造の躯体・基礎形式に従い、立地位置の地形、地質、地下水、道路交通の確保、近接構造物の有無、地下埋設物、周辺環境（騒音振動等）の保全等に留意し、山留め形式及び覆工形式を検討し選定するものとする。また、現道交通、重機荷重についても検討し、覆工、覆工受け桁、桁受け、支持ぐい、中間ぐい等の計画を行うものとする。</p> <p>2) 荷重設定 受注者は、仮設構造物の設計に用いる地盤の諸定数、考慮しなければならない荷重を解析方法に合わせて取りまとめ、総合的に判断し決定するものとする。</p> <p>3) 山留め設計 受注者は、掘削規模、掘削深さ、地盤条件、近接施工等の条件を考慮し、次の解析法により、根入れ長さを検討決定するものとする。 ① 山留め壁の変位を考慮する必要がある場合には、弾塑性地盤を仮定した山留め解析法。 ② 地盤の変位を特に考慮する必要がある場合には、仮想支持地盤を仮定した山留め解析法。なお、部材の設計では、壁体、支保工、中</p> <p>4) 地盤改良の設計 受注者は、山留め壁の応力や変位などが一定の値に収れんしない場合には、根入れ部の地盤改良の設計計算を行い、設計図作成及び照査を行うものとする。</p> <p>5) 覆工設計 受注者は、現道交通を確保するため、また重機荷重を載荷するために覆工受け桁、桁受け、支持ぐい等の設計計算を行い、設計図作成を行うものとする。</p> <p>6) 地下埋設物防護等計画 受注者は、上下水道、電力、電話、ガス等の地下埋設物がある場合には、その状況に応じた移設計画や防護計画を立案し、調査職員と打ち合わせを行い、また調査職員が指示した場合には、各公益事業者とも打ち合わせを行って、防護計画図を作成するものとする。</p> <p>7) 近接施工計画 受注者は、近接構造物がある場合には、掘削工事による影響を評価し、近接施工計画を作成するものとする。</p> <p>8) 計測管理計画 受注者は、情報化施工を行う必要がある場合には、土圧、壁体の変形及び応力、支保工応力、背面地盤沈下及び近接構造物の変形等について</p> <p>9) 交通切り廻し計画 受注者は、交通切り廻しを行う必要がある場合は、交通処理及び施工性を考慮し、設計図等をケース毎に作成するものとする。</p> <p>10) 全体施工計画 受注者は、上記の各項目の設定に基づき、概略的な全体施工計画を作成するものとする。</p>	設計業務等標準積算基準書 3-2-120「13-1-1土留工詳細設計」(1)適用範囲を参照

12	第6編 道路編 6-158	第6709条	立坑詳細設計	<p>(12) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、下記に示す仮設構造物の設計を行うものとする。</p> <p>1) 土留め工設計</p> <p>受注者は、予備設計で選定された土留め型式を対象に、地形地質、周辺の建物・用地及び地下埋設物を考慮して必要箇所を選定し、設計計算を行い、主断面及び構造細部の寸法を決定し、調査職員と協議のうえ土留め壁を設計するものとする。</p> <p>2) 路面等覆工設計</p> <p>受注者は、立坑箇所の地表状況（交通状況、環境状況等）を考慮のうえ、施工時の施工性、安全性、経済性に配慮した3案程度の覆工を選定し比較検討を行い、特質を整理し、調査職員と協議のうえ、覆工型式を決定するとともに、設計計算を行い、構造細部の設計を行うものとする。</p>	<p>(12) 仮設構造物設計 (任意仮設)</p> <p>受注者は、下記に示す仮設構造物の設計を行うものとする。</p> <p>1) 土留め工設計</p> <p>受注者は、予備設計で選定された土留め型式を対象に、地形地質、周辺の建物・用地及び地下埋設物を考慮して必要箇所を選定し、設計計算を行い、主断面及び構造細部の寸法を決定し、調査職員と協議のうえ土留め壁を設計するものとする。</p> <p>2) 路面等覆工設計</p> <p>受注者は、立坑箇所の地表状況（交通状況、環境状況等）を考慮のうえ、施工時の施工性、安全性、経済性に配慮した3案程度の覆工を選定し比較検討を行い、特質を整理し、調査職員と協議のうえ、覆工型式を決定するとともに、設計計算を行い、構造細部の設計を行うものとする。</p>	設計業務等標準積算基準書 3-2-120「13-1-1土留工詳細設計」(1)適用範囲を参照
13	第6編 道路編 6-165	第6712条	開削トンネル 詳細設計	<p>(13) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、仮設構造物設計について、第6709条立坑詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。</p>	<p>(13) 仮設構造物設計 (任意仮設)</p> <p>受注者は、仮設構造物設計について、第6709条立坑詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。</p>	設計業務等標準積算基準書 3-2-120「13-1-1土留工詳細設計」(1)適用範囲を参照